杉並区社会福祉協議会 きずなサロン支援事業実施要綱

平成26年6月1日
杉社協地発77号

(目的)

第1条 この要綱は、地域福祉の推進を目的として運営されるきずなサロンの活動を支援するため、 必要な事項を定めることを目的とする。

(きずなサロン)

第2条 この要綱において「きずなサロン」とは、個人宅や空き店舗、地域の集会所などを活用して地域住民が主体的に設置する、会話をしながら交流を深める場であり、高齢者の見守り、子育てに悩む親等へのアドバイス、悩みごとなどのニーズの発掘、福祉情報の提供、地域福祉活動の啓発、各団体や施設との連携などの活動を行うものをいう。

(登録)

- 第3条 きずなサロンとして杉並区社会福祉協議会(以下「社協」という。)の支援を受けようとする団体は、杉並区社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)あてに団体登録の申請を行う。
- 2 登録を希望する団体は、きずなサロン登録申請書(第 1 号様式)及びきずなサロン活動計画書 (第 2 号様式)により申請する。

(承認要件)

- 第4条 会長は、前条の申請があったときは、当該申請に係わる書類を次の各号に掲げる承認要件に基づき審査し、当該申請の承認又は不承認を決定し、きずなサロン登録承認・不承認通告書(第3号様式)により通知する。
 - (1) きずなサロンを実施する場所が杉並区内であること。
 - (2) 活動が定着化するよう、月1回以上きずなサロンを開催すること。
 - (3)団体に代表者を1名置くこと。
 - (4) 団体の活動に参加している活動者が、代表者を含め5名以上いること。
 - (5) 事業の趣旨について理解し、本要綱に沿った適切な活動及び運営を行うこと
 - (6) 1 年以上活動を継続して行う意思があること。
 - (7) 幅広く地域住民が自由に参加できるサロンを目的とした活動を行うこと。
 - (8) 特定の技術向上及び趣味活動を目的とする活動を行わないこと。

(支援内容)

- 第5条 社協は、第4条によりきずなサロンとして登録承認した団体(以下「登録団体」という。) に対し、次の各号に掲げる支援を行う。
 - (1) 開設及び活動に必要な経費の助成

- (2) 初回の PR チラシの印刷及び送付
- (3) 印刷機の貸出
- (4) 開設及び実施に対する相談及び情報提供
- (5) 他機関との連絡調整

(助成)

第6条 前条第1項第1号に関する基準は別に定める。

(保険)

- 第7条 登録団体は、活動中のけが等に備えて保険に加入することができる。
- 2 保険の加入に係わる費用は社協が負担する。

(活動場所の確保)

第8条 登録団体は、活動場所を自らの責任において確保する。

(協力金の徴収及び使途)

- 第9条 登録団体はきずなサロン運営に関し、利用者から運営協力金(以下「協力金」という。) を徴収することができる。
- 2 協力金の使途は運営に必要な材料費や会場費、光熱水費とし、人件費または他の目的として使 用することはできない。

(登録の取消し)

- 第10条 会長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 政治、宗教、営利に関連する活動を行ったとき。
 - (2) 登録内容に虚偽、不正があったことが判明したとき。
 - (3) この要綱に定める事項を遵守しなかったとき。
 - (4) その他、会長が登録を取り消すことが必要であると認めたとき。

(活動報告)

第11条 登録団体は、年度の活動終了後、きずなサロン活動報告書(第4号様式)を会長あてに 提出する。

(届出)

- 第12条 登録団体は、次の各号のいずれかに変更があった場合は、速やかにきずなサロン変更届 (第5号様式)により届出なければならない。
 - (1) きずなサロン名の変更
 - (2) 代表者の変更
 - (3)活動者の変更

- (4)活動場所の変更
- (5) 開催日時の変更
- (6) 団体の解散、休止またはきずなサロンの終了時
- (7) その他、必要と認めた事項

(事故報告)

第13条 登録団体は活動中に事故があった場合は、速やかに社協に報告しなければならない。

(情報公開)

- 第14条 社協は地域住民に対して広報紙やホームページなどで登録団体の以下の情報を公開する ことができる。
 - (1) きずなサロン名
 - (2) 開催場所の住所。ただし、自宅の場合は町名までとする。
 - (3) 開催日時

(個人情報の管理)

- 第15条 登録団体は、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、参加者名簿等を管理しなければならない。また、きずなサロン活動により知り得た個人情報については他に漏らしたり、他の目的に使用してはならない。
- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 杉並区社会福祉協議会地域福祉活動推進事業「きずなサロン」開設・活動要綱(平成23年4 月1日杉社協地発第55号)は廃止する。

附則(令和4年10月5日杉社協地発第164号)

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。